基本目標4　安心して子育てできる生活環境の整備･制度の促進支援

（1）子育てを支援する生活環境の整備
子育て世帯が安全で安心な暮らしができるよう、住環境の整備をはじめとするハード面と、情報提供などのソフト面での支援を推進します。

ア　住環境の支援

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。平成２３年３月に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストック住宅の長寿命化を図りながら住環境の整備を行います。	令和３年３月に改訂した「熊谷市営住宅等長寿命化計画」に基づき、安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図り、住環境の整備を行った。 ・Ｒ３年度工事　３件 （屋上防水・ガス管・排水管改修工事）	継続	営繕課
2 勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	新規貸付件数　２件 利子補助件数　７件	継続	商工業振興課
3 「総合戦略」三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業(H27年度～)	親世帯と子世帯がお互い支えあいながら生活するために、市内で同居または近居するための住宅を新築・購入や増改築した場合にその費用の一部を補助します。	親世帯と子世帯が、お互い支援しあうために、市内で同居または近居（概ね１ｋｍ以内。ただし、転入を伴う新築・購入については、距離を問わない。）し、住宅を新築・購入や増改築（同居で５００万円以上）した場合に、その費用の一部を補助した。 【補助金額】　１戸あたり最大２５万円を上限として、熊谷市商品券で補助した。 ※補助対象費用の１％を補助し、市内事業者の場合の上限は２５万円、市外事業者の場合の上限は２０万円。 補助実績：２１６件	継続	長寿いきがい課

イ　安全・安心のまちづくりの推進

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では「学校すぐメール」を保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	熊谷地区学校警察等連絡協議会を年３回の予定であったが、コロナの関係で、２回を書面、１回を集合で実施した。県内及び市内の少年犯罪等の情報提供の講義を受け、その後、グループに分かれて、情報交換を行った。また、「すぐメール」を活用し、不審者情報等各学校の管理職へ素早く的確に情報提供を行った。	継続	学校教育課
2 公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。	別府沼公園、玉井緑地、かめの道の複合遊具の更新を実施した。 専門業者による遊具の安全点検を実施した。その結果をもとに今後必要に応じて修繕・撤去を計画的に行っていく。	継続	公園緑地課

（2）子どもの安全の確保
子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

ア　交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、半径１キロメートル範囲の通学路の交通安全対策を令和３年度までに実施します。	市内の各小学校（２９校）から、半径約５００メートルの範囲の通学路に対して、グリーンベルト等の設置が完了していることから、さらに範囲を１，０００メートルに拡張して、通学路の安全性確保のための整備を実施した。 市内小学校　５校	拡充	維持課
	学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係機関等へ対策を依頼し、改善につなげます。	５年に１度実施している通学路安全総点検及び、千葉県八街市で発生した事故を受けて実施した通学路合同点検により、安全総点検では２２０件、合同点検では１５４件の危険箇所が報告され、道路管理者や警察署等へ対策を依頼・調整した結果、各１４８件、１０２件の改善につなげた。	継続	教育総務課
2 交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	交通安全教室実施回数 幼稚園・保育園・保育所　１１回 小学校５１回、中学校９回	継続	安心安全課
3 交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図っています。	自他の生命を尊重し、ルールを守って安全に生活する児童生徒の育成のため、児童生徒に対して「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」の徹底を図るよう指導し、交通事故防止を図ることができた。また、自転車マナーアップ推進校の妻沼西中では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教育を実施した。 交通安全子供自転車埼玉県大会中止（新堀小が出場予定だった）	継続	学校教育課
4 チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	８月市報及びメルくまによる広報を実施した。 街頭啓発活動は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 窓口でチラシや啓発品を配布した。	継続	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨(りっしょう)活動	交通指導員による立哨(りっしょう)活動を実施します。	交通指導員　２７名 合計立哨回数　４，６０３回 １人あたり平均回数　１７０．５回	継続	安心安全課

イ　子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 「子ども１１０番の家」の設置の推進	犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として「子ども１１０番の家」の設置をしています。管理運営している小中学校ＰＴＡと協力し、協力世帯の拡大及び子どもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	市内の小中学校のＰＴＡと連携し、地域の住民、事業所及び施設の協力を得て、約１，８００件の「子ども１１０番の家」を設置し、子どもたちの緊急時の避難場所を設けた。	継続	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では防犯メールを保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	児童生徒の安全確保のために、不審者情報をはじめとした防犯情報を、「すぐメール」と「学校すぐメール」の活用により、保護者に必要な情報を迅速且つ正確に提供できた。また、インターネットによるトラブルに巻き込まれないために、「インターネットトラブル事例集」、「ネットトラブル注意報」等の情報提供も行った。	継続	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	引き続き保育施設の職員、より多くの保護者に保育所災害時緊急連絡システム（ほいくメール）を登録いただき、不審者情報、熱中症情報等を配信した。	継続	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	配布団体数（８０団体） 防犯ベスト　３７２ 腕章　１５８ 合図灯　３０８ ステッカー　１１２ 帽子　４７１	継続	安心安全課
5 普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	青色防犯パトロール６１４回 市報　９回掲載（防犯交通安全情報） １１月に防犯チラシを市報同時配布 市政宅配講座４８回	継続	安心安全課

（３）経済的負担の軽減

パパ・ママ応援ショップ事業をはじめ、各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

ア　経済的負担の軽減

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
パパ・ママ応援 1 ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めていきます。	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業。ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めた。 配布窓口　２８箇所 配布枚数　約３００枚 協賛店舗数　約１９，０００店	継続	こども課
2 こども医療費助成	再掲（Ｐ１１参照）			こども課
3 児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもたちの育ちを社会全体で支援することを目的としています。	中学校修了前の児童を養育している方を対象に、児童手当等の支給を実施する。 （児童一人あたりの支給額） ３歳未満　月額１５，０００円 ３歳以上小学校終了前（第１子、第２子）　月額１０，０００円 ３歳以上小学校修了前（第３子以降）　月額１５，０００円 中学生　月額１０，０００円 特例給付（所得制限限度額以上）　月額５，０００円 延べ支給対象児童数　２４２，６９２人（月平均２０，２２４人） うち特例給付　１９，１４５人（月平均１，５９５人）	継続	こども課
4 保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で３歳以上児及び２歳児以下の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無料となります。また、その他の３歳未満児について、国・県の減免基準に則り、または他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めていきます。	埼玉県多子世帯保育料軽減事業 （県１／２、市１／２） ・対象：保育所等に入所する３号認定子どもであり、かつ第３子以降に該当する子ども（国基準の軽減に該当しない者） ・対象施設　４９施設 ・対象児童数　１８１人 ・総軽減額　４８，８３９，３２０円	継続	保育課

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
5 学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施していきます。	生活保護世帯、中国在留邦人等の支援給付受給世帯、市町村民税の非課税世帯、東日本大震災の避難世帯は保育料を全額免除した。市町村民税の均等割りのみ課税世帯は２分の１免除を行った。 ・生活保護世帯　９人 ・市町村民税非課税世帯　１４５人 ・市町村民税均等割世帯　１６人	継続	保育課
6 児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図っています。	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を補助し就学援助を図った。 小学校　１，２０６人　６２，２１１，４８３円 中学校　　８９５人　　６１，２２０，３１７円	継続	教育総務課
7 育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与して、その才能育成を目的としています。	新規１２名、継続３０名、計４２名に対し育英資金の貸与を行った。 貸付額　１３，８６０，０００円	継続	教育総務課
8 入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図り、教育の振興に資することを目的としています。	高校生３名、大学生等１名、計４名に対し入学準備金の貸与を行った。 貸付額　１，２５０，０００円	継続	教育総務課
9 不妊治療費助成事業	不妊治療費助成事業の推進を図ります。	次世代育成支援、少子化対策として、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の額を、１年度当たり１０万円を限度に通算５年を助成しています。埼玉県等が助成対象者の年齢制限を規定する中で、本市は年齢制限を設けることなく事業を推進した。 助成件数　１４５件	継続	健康づくり課
10 早期不妊検査費助成事業(H29年度～)	少子化対策の出産支援として、夫婦が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	少子化対策の出産支援として、子どもを望む夫婦に対し不妊検査に係る費用を助成した。 対象者：法律上の婚姻をしている夫婦であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。検査開始時の妻の年齢が４３歳未満である夫婦。本市の市税の滞納がないこと。 助成対象：指定医療機関で夫婦が共に受けた不妊検査で、検査期間が１年以内。 助成額・回数：夫婦１組につき１回限り、３万円（１，０００円未満端数切捨て）を限度に助成した。 （Ｈ２９．７．１から施行、Ｈ２９．４．１から適用） 助成件数　４８件	継続	健康づくり課
11 不育症治療費等助成事業(H30年度～)	子どもを望む夫婦に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	子供を望む夫婦に対して、不育症検査及び治療に係る費用の一部を助成した。 不育症検査：法律上の婚姻をしている夫婦であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。指定医療機関又は助成対象医療機関で夫婦が共に受けた検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査の期間が１年以内。検査開始時の妻の年齢が４３歳未満である夫婦。夫婦１組につき１回限り、３万円（１，０００円未満端数切捨て）を限度に助成した。 （Ｈ３０．４．１から適用） 助成件数　４件 不育症治療：法律上の婚姻をしている夫婦であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。前年度における夫婦の所得の合計が７３０万円未満であること。医療保険の対象外の不育症治療費。１年度あたり３０万円を限度に通算５年度を助成しする。 （Ｈ３０．４．１から適用） 助成件数　１件	継続	健康づくり課
12 子育て応援自転車おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児２人同乗用自転車及び２席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限３万円）を補助します。	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児２人同乗用自転車の購入者に購入費の半額（上限３万円）の補助を行った。 平成３０年４月から、後から椅子だけ買った場合でも、その購入費の半額が助成の対象となった。 支給件数　３８件 支給金額　９６８，３００円 （うち椅子だけ　３件　２１，５００円）	継続	こども課
13 未熟児養育医療給付事業	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
14 妊婦健康診査事業	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
15 国民健康保険出産育児一時金の支給（H26年度以前～）	国民健康保険被保険者の方が妊娠８５日以上で出産をしたとき、出産育児一時金が支給されます。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	国民健康保険被保険者が出産をしたときに出産育児一時金を支給した。 妊娠８５日以上であれば、死産や流産でも支給される。 ほかの健康保険に１年以上加入し、資格喪失後６か月以内の出産は、前に加入していた健康保険から支給される場合がある。（その場合、国民健康保険からの支給はない。） 出産育児一時金は出産費用に直接充てることができるよう、原則として熊谷市から医療機関に直接支払われる。（直接支払制度） ○支給額　４０万４千円（Ｒ４．１．１より４０万８千円）または４２万円 ○申請に必要なもの ・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑（朱肉を使用するもの） ・口座番号が確認できるもの ・出産費明細書、領収書 ・直接支払制度に関する合意文書 ・死産、流産の場合は医師の証明書 ○支給実績　１０７件	継続	保険年金課
16 国民年金保険料産前産後期間の免除（H31年4月～）	国民年金第１号被保険者の方が出産するとき、産前産後期間の国民年金保険料が届出により免除されます。	国民年金第１号被保険者が出産をしたときに届出により出産前後の一定期間の保険料の納付を免除した。 妊娠８５日以上であれば、死産や流産でも免除される。 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映される。 ○免除期間 単胎妊娠…出産予定日または出産日が属する月の 前月から４か月間 多胎妊娠…出産予定日または出産日が属する月の ３か月前から６か月間 ○対象者 国民年金第１号被保険者で出産日が 平成３１年２月１日以降の人 ○届出に必要なもの ・年金手帳またはマイナンバーがわかるもの ・本人確認書類（運転免許証等） ・母子健康手帳 ○免除実績　７１件	継続	保険年金課
17 熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度（H27年度～）	定住促進の施策として、転入から３年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が４０歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を３年から最高で７年間、条例により課税を免除します。	令和３年度実績 免除件数…２４２件 免除学（固定資産税）…１７，０９１，０３１円 （都市計画税）…４，１８２，５７３円 （合計）…２１，２７３，６０４円 転入者数…７３６人	継続	資産税課
18 「総合戦略」おいでよ熊谷！新幹線らく賃通勤事業(H28年度～)	熊谷市に転入した４０歳未満の方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。	本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的として、平成３１年４月１日から令和４年３月３１日までの間に本市へ転入した４０歳未満の方で、新幹線定期を購入し、かつ上越・北陸新幹線熊谷駅を利用して通勤している、又は通勤する予定である方に、新幹線定期券購入代金の一部を２年間助成する（上限２万円／月）事業を行った。 ・利用人数・・・１７名（令和３年度末現在）	継続	企画課

（４）職業生活と家庭生活との両立支援

働く意欲を持つ人の労働市場への参加と、結婚・出産・子育てにおける家庭生活の実現は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する必要があります。

事業者に対し柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

ア　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	広報紙ひまわりの発行（年２回　市内全戸配布）、フォーラムくまがや、セミナー［パートタイム・有期雇用労働セミナーほか］、男女共同参画講座配信事業（通年）による講座を開催し、意識啓発を図った。 ・フォーラム等参加者数１，７７７人	継続	男女共同参画室
2 男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続	男女共同参画室
3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	労働ガイドブックを作成し、育児・介護休業制度について周知を図った。	継続	商工業振興課
	育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	・年２回、９月と３月に情報紙「ひまわり」を発行。市内企業等（従業員２６人以上「第３２号」、４１人以上「第３３号」）に配布し、男女共同参画に関する啓発を図った。発行部数：７１，５００部 ・配信講座のメニューに会社向けの講座を用意した。	継続	男女共同参画室
4 子育て支援優良企業認定制度事業	子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し、「子育て支援優良企業」として認定し、取組の普及促進や子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図っていきます。	認定は隔年で実施しているため、令和３年度は認定なし。	継続	こども課
5 再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎１階ロビーに掲示及び配布します。	求人情報を本庁舎１階ロビーに掲示した。	継続	商工業振興課
6 雇用対策協議会	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的としています。引き続き外部団体である雇用対策協議会に参画します。	熊谷地区雇用対策協議会に参画し、雇用問題等について適切な解決を図った。	継続	商工業振興課
7 就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	埼玉県女性キャリアセンターとの共催により、在宅ワーカー育成セミナー、就職支援セミナーを開催した。 ・開催数　在宅ワーカー育成セミナー　６回 　　就職支援セミナー　１回 ・受講者　在宅ワーカー育成セミナー　延べ５１１人 　　就職支援セミナー　１０人	継続	男女共同参画室
8 労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図っています。	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催した。 ＜対面方式＞ ・開催日数　１日 ・参加者数　５人 ＜動画配信方式＞ ・開催回数　２回 ・申込者数　２１１人	継続	商工業振興課

イ　仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 認定こども園の設置促進	再掲（Ｐ４参照）			保育課
2 保育所施設の整備・充実	再掲（Ｐ４参照）			保育課
3 地域型保育事業の実施	再掲（Ｐ４参照）			保育課
4 延長保育事業	再掲（Ｐ４参照）			保育課
5 休日保育事業	再掲（Ｐ４参照）			保育課
6 障害児保育事業	再掲（Ｐ４参照）			保育課
7 駅前保育ステーション事業	再掲（Ｐ４参照）			保育課
8 放課後児童健全育成事業	再掲（Ｐ１参照）			保育課
9 一時預かり事業（幼稚園）	再掲（Ｐ１参照）			保育課
10 病児保育事業	再掲（Ｐ１参照）			保育課
11 病児等緊急サポート事業	再掲（Ｐ１参照）			こども課

（５）子どもの権利擁護の推進

平成１８年５月５日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針とした子どもの人権尊重について、普及・啓発に努め、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

ア　子ども憲章の普及・啓発

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 子ども憲章の普及・啓発	未来を担う子どもたちの人権を尊重し、全ての子どもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めた。	継続	こども課

イ　人権教育・人権保育の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指していきます。	公民館人権教育研修、市職員人権問題研修、学校（職員・生徒・保護者）人権教育研修、企業人権教育研修、一般人権教育研修、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」等の各種研修を実施し、大人が子どもの手本となるよう啓発を図った。 ・実施延べ回数　５５回 ・延べ人数　３，８７３人	継続	社会教育課
2 人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進していきます。	熊谷市人権保育基本方針に基づき、「人権を大切にする心を育てる保育」を推進し、乳幼児の健全育成を図った。 具体的には、思いやりを育てる保育の推進、啓発リーフレットの配布、各種人権研修への参加や施設整備を行った。	継続	保育課
3 子どもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基に子どもの人権について意識啓発に努めます。	管理職（校長・教頭）同和教育研修や教職員人権研修を行い、教育公務員として、日々の指導に活かせるよう人権についての意識啓発を行った。また人権週間の取り組みとして、人権作文や人権標語を作成する活動をとおして、子ども達が人権について深く考える機会を設けた。また「いじめ撲滅宣言」や「スマホ使い方宣言」を宣言し、意識啓発を図り、誰も傷つけることなく、スマホを賢く上手に使うことを宣言した。	継続	学校教育課

ウ　相談体制の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	教育相談窓口やさくら教室相談員が受けた相談に対して、きめ細やかな支援や方向性の検討、対応を迅速に行うことができた。また、月に１回、大里・江南・妻沼の３つの分庁舎に相談員が出向く「出張教育相談」を行い、相談できる場を提供し、不登校未然防止に努めた。 教育相談窓口の相談件数 　電話相談件数９９件、来所相談件数５６件、訪問相談件数３２件、出張相談件数２２件	継続	教育研究所
2 不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指しています。教職員の資質向上と組織的・機能的な教育相談の充実を図ります。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等の有効活用を図ります。さらに、登校支援推進事業の充実を図ります。	「新たな不登校を出さない」を今年度も目標とし、学校全体が組織で対応し、不登校の未然防止と解消に取り組んだ。登校支援対策指導個票・小中連携個票、幼保小連携個票の活用や、相談員等の支援により市内全小学校において「小１プロブレム」の解消のための小１教室訪問、「月３日の欠席」をキーワードにした早期発見・対応を行った。 また、ほほえみ相談員を全中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）活用事業の推進に努め、小・中学校３５校にＳＳＷを３名派遣した。 ほほえみ相談員　相談者数１２，６０５人 スクールソーシャルワーカー　相談件数２９１件	継続	教育研究所
3 学校適応指導教室	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市学校適応指導教室「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援計画及び学校との連携を図ります。また、体験活動を含む行事の充実を図るとともに、教室環境の充実を図ります。	教育支援センター「さくら教室」において、不登校傾向や長期欠席となっている児童生徒に対し、教育相談、生徒指導、学習指導を行うことにより、児童生徒の自立と学校生活への適応等、学校復帰を目指し、さくら教室に通級する児童生徒が在籍する学校と積極的に連携を図りながら、本人及び保護者への支援を行った。全ての相談に対して、関係小中学校と情報共有を行った。]	継続	教育研究所
4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市生徒指導連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。引き続き、生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し、熊谷市生徒指導連絡協議会を設置し、特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」と連携を図り、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めた。 また、熊谷市生徒指導マニュアルを改訂して活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施するように全小中学校に指示した。	継続	学校教育課